

**鎌倉市ふるさと寄附金運用代行業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、「鎌倉市ふるさと寄附金運用代行業務委託」の受注者を選定するにあたり、本市の特性等を十分に理解し、最も効果的な企画を提案した者を当該業務の最優秀提案者（優先交渉権者）として選定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名称

鎌倉市ふるさと寄附金運用代行業務

(2) 業務の目的及び内容

別添「鎌倉市ふるさと寄附金運用代行業務委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和9年（2027年）1月4日（予定）から令和10年（2028年）3月31日まで

(4) 事業費限度額

140,117,725 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※寄附受入金額25億円を想定しています。

令和9年（2027年）1月4日から同年3月31日までにかかる費用については、受注者で負担することとします。詳細は別添「仕様書」のとおり。

(5) 支払条件

各月の正当な業務完了届及び請求書の受領後に支払うこととします。

3 担当課

鎌倉市文化観光部産業課ふるさと寄附金担当所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話：0467-61-3845 メールアドレス：furusatokifu@city.kamakura.kanagawa.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加し、最優秀提案者（優先交渉権者）となるためには、参加申込書出日から契約締結日までの全期間において、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 令和8年度（2026年度）鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) このプロポーザル方式実施の公表の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (6) 東京都内又は神奈川県内に本社又は支社を有する、若しくは鎌倉市内に受任地を有すること。

5 選考スケジュール(予定)

※いずれも令和8年（2026年）

公募の開始	9月1日
質問の受付	9月1日から9月11日まで
質問への回答（本市HPへ公表）	9月18日まで
参加申込書の提出期限	9月30日
参加資格の審査・通知	10月8日まで
企画提案書等の提出	10月9日から10月28日まで
プレゼンテーション	11月11日（予備日：11月13日）
優先交渉権者の選定・結果通知	12月4日まで（事務手続き完了次第）

6 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式1）（以下、「様式1」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）9月11日まで

(2) 提出方法

「様式1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して産業課ふるさと寄附金担当へ提出してください。

電子メールの表題は「鎌倉市ふるさと寄附金運用代行業務委託プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後、同担当に受信確認の電話をして

ください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和8年（2026年）9月18日までに本市ホームページ上にて公表します。また、公表した旨について、公表時点で参加申込み済みのすべての事業者へ電子メールにて通知します。

7 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式2）（以下、「様式2」という。）を提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）9月30日まで

(2) 提出方法

「様式2」に必要事項を記入し、電子メールの表題は「鎌倉市ふるさと寄附金運用代行業務委託 プロポーザル参加申込み（事業者名）」としてください。メール送信後、産業課ふるさと寄附金担当へ受信確認の電話をしてください。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施の上、送信してください。

(3) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和8年（2026年）10月8日までに参加資格の審査結果について、参加申込み済みのすべての事業者へ電子メールにて通知します。

参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、企画提案書等のプレゼンテーションを行っていただきます。

(4) プロポーザル書面審査について

本プロポーザルに参加する事業者数が多数の場合には、別添「審査基準書」に基づき、書面審査を行います。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参又は郵送（提出期間内必着）により、産業課ふるさと寄附金担当へ提出してください。

(1) 提出期間（書類必着）

令和8年（2026年）10月9日から令和8年（2026年）10月28日まで

持参の場合は、平日の午前 9 時00分から午後 4 時00分まで（正午から午後 1 時00分除く。）

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。

提出資料については、注意事項及び提出部数をよく確認し、過不足なく提出してください。

なお不足書類がある場合は、受領できません。

	提出書類	注意事項	提出部数
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による（様式 2）	1部
②	公募型プロポーザル参加届出書兼誓約書	指定様式による（様式 3） ※代表者印を押印すること	1部
③	提案書	仕様書の業務内容に基づき、以下を参考に提示すること。 【様式等】 ・形式：パワーポイント、ワード、エクセル等 ・サイズ：A4 ・量：20頁以内 ※紙および電子データ（PDF）での提供を求めます。 【記載内容例】 ※別添「審査基準書」に即して記載してください。 ・仕様書に基づく提案内容 （返礼品の採用及び提案、寄附者対応、自社の強み等） ・情報セキュリティの確保について ・市場動向分析・寄附拡大に向けた提案 ・寄附者情報の一元管理（事務フローやスケジュール等） ・返礼品取扱事業者対応 ・SEO 実装業務 ・委託料の設定及び経費の効率化 ・準備の確実性（スケジュール） ・その他の提案 また、提案内容のほか、 ・見積金額(令和10年（2028年）3月31日までの経費の全て) ・見積金額積算根拠 ・業務工程表 を提案書の末尾に含めること。 なお、上記の3点は20頁の制限に含まない。	8部
④	実施体制・配置予定者調書（管理責任者・担当者）	指定様式による（様式 4） なお氏名は記載せず、経歴や資格などを記載してください。	8部

⑤	業務経歴書	指定様式による（様式5） 令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までに地方公共団体のふるさと寄附金運用代行業務を実施した実績を記載し、提出してください。	2部
⑥	見積書	任意書式による ・項目は仕様書の業務内容と整合させること ・算出内訳を記載すること ・代表者印を押印しない場合、本件責任者及び担当者の氏名、連絡先電話、電子メールアドレスを記載すること	2部
⑦	その他	・管理責任者等が有する資格を証明する書類の写し（任意） ・会社概要等のパンフレット	2部

〈その他の注意事項〉

- ※ プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、③、④の提出資料は、事業者名や事業者が特定できるような記述を行わないようにしてください。
- ※ ③提案書については、選定基準の項目ごとに要点を簡潔にまとめ、概略がわかるものとしてください。
- ※ ③、④の提出資料は、ひとつにまとめてクリップ止めで提出してください。

9 選考について

(1) 選考方法

選考方法は、公募型プロポーザルとします。プレゼンテーションの時間は20分です。プレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（約10分）を行う予定です。プレゼンテーションが20分を過ぎた場合はその時点で打ち切ります。応募者多数の場合には、各時間を調整する場合があります。

なお、パワーポイント資料を映写してプレゼンテーションすることを希望する場合、令和8年（2026年）11月4日までに産業課ふるさと寄附金担当へご連絡ください。

(2) 審査手順

市が設置する審査会において、参加事業者ごとに、別添「審査基準書」に基づいて評価及び選考を行います。

選考に当たっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者（優先交渉権者）として決定し、次に得点の高かった者を、次点の優先交渉権者として決定します。

最高得点者が複数の場合は、審査会の投票で決定します。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいては最優秀提案者等の選定を行わないものとします。

(3) 審査基準

別添「審査基準書」のとおり

(4) プレゼンテーション実施日

令和8年（2026年）11月11日（予備日：11月13日）

（変更になる場合、別途参加事業者に連絡するものとします。）

(5) プレゼンテーション会場等

対面の実施とし、詳細は決定次第、別途連絡します。

(6) プレゼンテーション出席者

3名以内とし、プレゼンテーション（質疑応答含む。）は実際に業務に従事する担当者が必ず行ってください。

なお、参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡します。また、プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現はしないでください。

(7) その他

審査会での選考は非公開とします。

10 契約の締結

本業務の最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者には、令和8年（2026年）12月4日までに連絡する予定です。最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者は、本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。

協議に必要な資料については、最優秀提案者（優先交渉権者）が作成するものとします。

なお、最優秀提案者（優先交渉権者）が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合、次点の事業者を優先交渉権者とします。

11 結果の公表

選考結果については、令和8年（2026年）12月4日までにプレゼンテーションを行った事業者宛てに電子メールで通知するとともに、契約締結後に本市ホームページで公表する予定です。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合

- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
- (4) 選定された企画提案書類等の内容を基に、協議の上、仕様書、スケジュール等を確定します。
- (5) 実施体制・配置予定者調書（様式4）に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、本プロポーザル実施の公表日以前に、参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、本市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (6) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の業務工程表に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の承諾なく業務工程の変更はできないものとします。
- (7) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (8) 提出された書類は返却しません。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき、提出書類のうち非公開情報を除いて公開することがあります。
- (10) 「参加申込み」の後に、辞退する場合は、辞退届（任意書式）を提出するものとします。
- (11) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。